令和７年度パラアスリート支援事業費助成　中間報告・実績報告要領

令和７年度パラアスリート支援事業費助成中間報告・実績報告に係る必要な事項を次のとおり定めます。

１　中間報告

支援選手は、公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)に、下記により中間報告をすることが必要です。協会は中間報告について支援選手の協力を得ながら助成の対象かを確認し、選手に報告します。

中間報告は活動状況の調査で、中間での助成金の支払いはありませんので、ご注意ください。

（１）中間報告に係る提出書類

ア　中間報告書(様式第１号)

イ　中間報告(様式第２号)

ウ　領収証など支払いの根拠となる書類を添付

注）中間報告の対象期間は令和７年４月 11 日から９月 30 日までです。

（２）提出期限

令和７年 10 月 17 日（金）

但し、東京 2025 デフリンピック出場者は令和７年 12 月 15 日（月）

２　実績報告

支援選手は、協会に、下記により実績報告をすることが必要です。

協会は、提出された実績報告書について支援選手の協力を得ながら内容を確認します。

実績報告には、強化活動のために自己負担した経費を記載してください。

助成の対象であることが確認できた場合は支援選手に「交付確定通知書」を送付します。

支援選手は「交付確定通知」を受け取ってから協会に助成金の請求を行います。

（１）実績報告に係る提出書類

ア　実績報告書(様式第４号)：活動の様子がわかる写真を数枚、添付。

イ　実績報告(様式５号)：中間報告書に書いた自己負担額も記載ください。

ウ　領収証など支払いの根拠となる書類を添付。

（２）提出期限

令和８年３月６日（金）

年度途中で選手としての強化活動を終了した場合は、速やかに協会まで連絡し提出期限をお問合せください。原則は該当の期日から 30 日以内ですが、３月６日を越えることはできません。

（３）請求に係る提出書類

ア　請求書（様式第６号)：交付確定通知書と一緒に様式を送ります。